

山梨県国民保護計画 新旧対照表

番号	変更項目	ページ	新	旧	変更理由
1	2-(1)	20	・全国都道府県における <u>災害時等の広域応援</u> に関する協定	・全国都道府県における <u>災害時の広域応援</u> に関する協定	広域応援の対象に国民保護法上の武力攻撃災害等が追加され、協定名が改正されたため
2	1-(3)	29	「 <u>安否情報システム</u> 」	「 <u>安否情報収集・提供システム(仮称)</u> 」	安否情報システムの運用開始による
3	1-(1)	64	<u>2 現地調整所の設置</u> 知事は、国民保護措置が実施される現場において、 <u>現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u>	(新規)	武力攻撃等による災害が発生した現場において、国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、複数の関係機関による活動の円滑な調整や、情報の共有を図ることが重要であることから、現場活動の調整の場として「現地調整所」を設置し、連絡調整することを、新たに追加する。
4	1-(1)	64	<u>3 通信の確保</u>	<u>2 通信の確保</u>	「現地調整所の設置」の項目の追加に伴う変更
5	1-(1)	64	<u>4 市町村対策本部の設置</u>	<u>3 市町村対策本部の設置</u>	〃
6	1-(2)	65	(2)国の現地対策本部等との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>また、国の現地対策本部と県対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、国民保護措置について相互に協力する。</u>	(2)国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。	武力攻撃等の災害時においては、国や地方公共団体等の関係機関の間で、情報共有や意思の統一を図ることが重要であることから、武力攻撃事態等合同対策協議会における相互協力について、新たに追加する。